

きよせ

発行/清瀬市 編集/企画部秘書広報課 所在地/〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842 電話/042-492-5111(代表) ファクス/042-492-2415 メール/kouhou@city.kiyose.lg.jp URL/http://www.city.kiyose.lg.jp/

今号の主な内容

- 郷土博物館企画展
「明の転 帳に輝 林亮太 作品展」 …5面
- 冬に輝く! 絶景スノーシュー体験ツ
アー/オオムラサキ飼育体験者募集…3面
- お知らせ~information …6~8面
- スマートフォンなどで市報が読める「マイイロ」ダウンロードはこちら⇒



市・都民税 申告の時期です

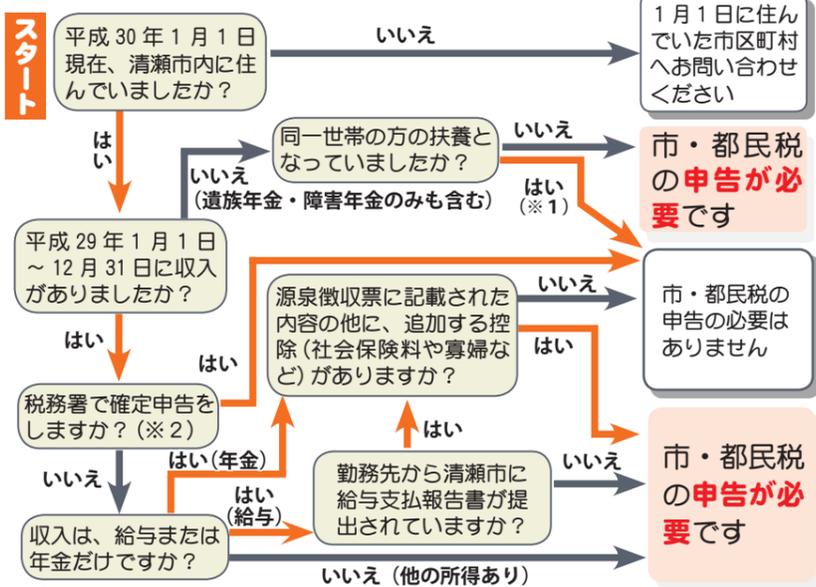
申告期間は **2月16日(金) ~ 3月15日(木)**

市・都民税の申告は、市役所で2月16日(金)から3月15日(木)まで受け付けます。以下をご覧ください。申告の準備をお願いします。所得税の確定申告などは東村山税務署で受け付けますが、簡易な確定申告であれば市役所でも受け付けます。ただし、窓口に関りがあるためお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

問合せ 課税課市民税係 ☎042・497・2040

1 まずは、申告が必要か確認してみましょう

下のフローチャートで確認しましょう。所得がなくとも、申告が必要な場合があります。また、年金収入が400万円以下で「確定申告不要制度」に該当する方も、フローチャートで確認をお願いします。



※1 同一世帯の扶養に入っている方でも、都営住宅の審査関係などで所得金額が記載された非課税証明書を請求する場合は申告が必要です。
※2 確定申告が必要かどうかは、東村山税務署へお問い合わせください。

所得がない方でも申告が必要な理由とは?

扶養に入っていない方の場合、介護保険料や国民健康保険料の軽減などの算定の基礎資料となるためです。



市・都民税が非課税になることもあります

寡婦(夫)の方や障害者手帳をお持ちの方で所得が125万円以下の方は、申告すると市・都民税が非課税となります。

2 申告時に持っていくもの~マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

申告時にはマイナンバーカード、または通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)を持参してください。扶養親族の方のマイナンバーの記載も必要になりますので、あらかじめ正しい番号の確認をお願いします。申告に必要なものは以下A~Dのとおりです。

A マイナンバーが記載された書類と本人確認書類

マイナンバーについては市・都民税申告は内容確認のみ。確定申告は下記書類の写しの提出が必要です。

- ①マイナンバーカード(表裏)
- ②通知カードと運転免許証などの顔写真付き証明書。顔写真付き証明書がなければ健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要 ※①または②が必要になります。

B 給与・年金の平成29年分源泉徴収票

支払者から1月末までに渡されます(年金を受給されている場合は郵送されます。年金振込通知書とは異なりますので、ご注意ください)。なお、証明書は一度お預かりしたら、原則返却できません。

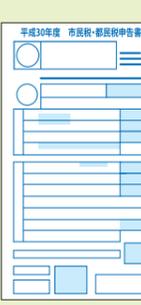
※イラストは日本年金機構発行の見本。色・様式は変更することがあります。

※上記の必要書類の他に、ボールペンなどの筆記用具・印鑑(認め印で可)をご用意ください。

申告書郵送方法は?

必要書類を同封し、清瀬市課税課宛てに郵送してください。控えの返送をご希望の場合は、82円切手を貼った返信用封筒も同封してください。

C 市・都民税申告書



昨年、市・都民税の申告をした方などに1月下旬に郵送します。必要事項を記入し、持参(または郵送)してください。申告書は、市役所で配布します(市ホームページからもダウンロード可)。

D 控除額証明書

平成29年中に支払った社会保険料・生命保険料の証明書や領収書(源泉徴収票に記載があれば不要)、医療費の明細書(詳しくは4面へ)、障害者手帳などをご用意ください。

①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の支払金額が分からない場合、①②は保険年金課(8面にも掲載)、③は高齢支援課で支払額の確認書を発行しています。

3 申告期間と受付場所

市役所での申告期間は2月16日(金)~3月15日(木)です(土・日曜日を除く)。受付時間は午前9時~11時、午後1時~4時30分です。なお、下表の場所では、申告開始日より前に受け付けを行います。

場所(早期受付)	期間	受付時間
竹丘地域市民センター(2日間)	2月1日(木)・2日(金)	午前9時~11時 午後1時~4時30分
野塩地域市民センター(2日間)	2月5日(月)・6日(火)	午前9時30分~ 午後3時30分
生涯学習センター(アミューホール)(2日間)	2月8日(木)・9日(金)	午前9時~11時 午後1時~4時30分
中里地域市民センター(1日のみ)	2月13日(火)	午前9時~11時 午後1時~4時30分
松山地域市民センター(2日間)	2月14日(水)・15日(木)	午前9時~11時 午後1時~4時30分

4 平成30年度から適用される主な税制改正

1: 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が適用される給与収入が平成29年分以後は1,000万円(控除額220万円)に引き下げることとされました。

2: セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設

一定のスイッチOTC医薬品を購入した際に、その費用について所得控除を受けることができます。

3: 医療費控除に係る添付書類の見直し

住民税の医療費控除を受けるための、医療費の領収書または医薬品の領収書を添付または提示の要件が変更となりました。(詳しくは4面へ)

CHECK 申告時の留意点

配当所得の確定申告をする方は、住民税の申告を分けることができます。

特定上場株式等の配当所得や、上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所

得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することを選択できます。

【例】所得税 → 総合課税

住民税 → 申告不要制度適用

課税方式の選択を希望される方は、通常と申告方法が異なるため、住民税が決定する日

(納税通知書が送達される日)までに課税課市民税係 ☎042・497・2040 までお問い合わせください。

税についての関連情報は、4面にも掲載しています。